

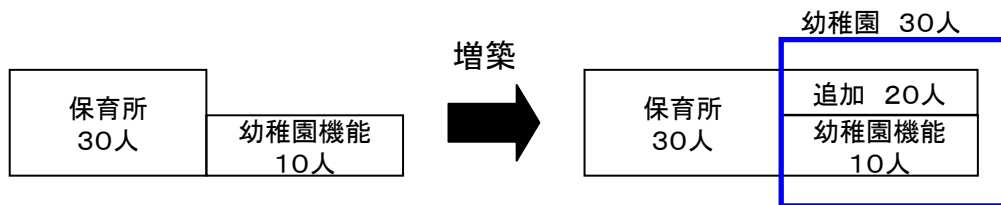
認定こども園施設整備費補助金における「整備により増加した定員数」の算出方法①

例1



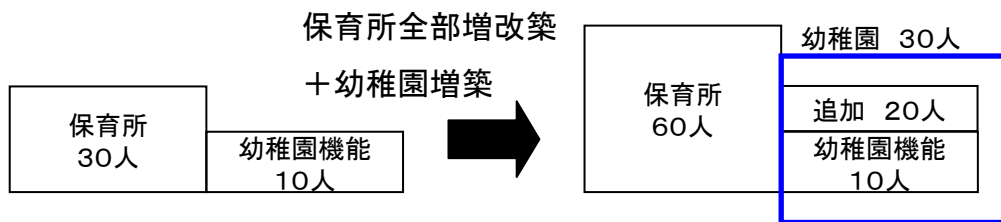
既存の保育所は工事せず、新たに幼稚園を建てる。
【整備により増加した定員数 30人】(増加30人)

例2



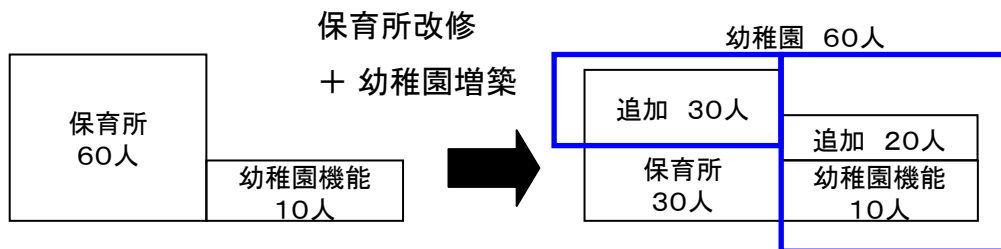
既存の保育所、幼稚園機能部分は工事せず、増築を行い新たに幼稚園を整備する。
【整備により増加した定員数 30人】
(機能10人+増加20人)

例3



既存の保育所を解体、増改築と増築により新たに保育所と幼稚園を整備する。
【整備により増加した定員数 60人】
(機能10人+幼稚園増加20人+保育所増加30人
+ 保育所整備分30人)

例4



既存の保育所を改修し、増築と改修により新たに幼稚園を整備する。
【整備により増加した定員数 60人】
(機能10人+幼稚園増加20人+幼稚園増加30人)
※保育所の減少分は計上しない

認定こども園施設整備費補助金における「整備により増加した定員数」の算出方法②

例5



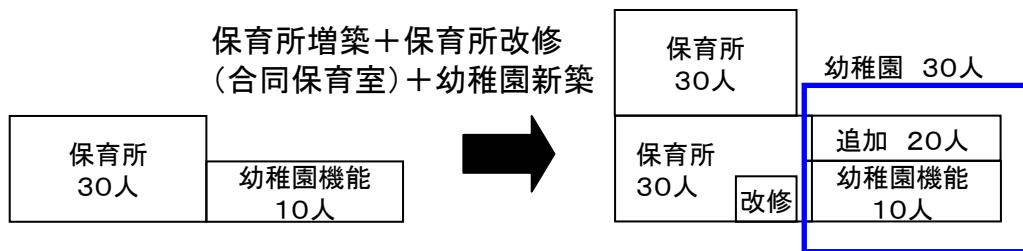
既存の保育所にある合同保育室を改修し、新たに幼稚園を建てる。

【整備により増加した定員数 30人】(増加30人)

【対象経費】合同保育室も幼稚園整備事業の経費とする

※ただし、合同保育室については保育所、幼稚園の双方が所有権を持つこととする。

例6



保育所を増築、既存の保育所にある合同保育室を改修。増築を行い新たに幼稚園を整備する。

【整備により増加した定員数 60人】

(保育所増加30人+機能10人+幼稚園増加20人)

【対象経費】合同保育室の改修費は定員で按分し、それぞれ幼稚園整備事業、保育所整備事業の経費とする

○「整備により増加した定員数」

工事により増加した定員数を計上する。工事により減少した定員数は計上しない。
また、幼稚園機能部分、保育所機能部分についても計上する。

※例は既存施設を保育所としているが、既存施設を幼稚園とする場合も同様とする。